

立山バス排出ガス規制の実施状況（令和5年度）

条例に基づき、立山バス排出ガス規制の実施状況について、次のとおり公表します。

立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例 抜粋

（実施状況の公表）

第11条 知事は、毎年、この条例の規定に基づく指導、勧告等の実施状況を公表するものとする。

1 調査内容

規制対象区間を運行するバスについて、立山室堂ターミナル駐車場等で県職員による調査を実施しました。

（立山黒部アルペンルート営業期間：4月15日～11月30日）



（1）調査日数 6日（5～10月）

（2）調査台数 延べ53台

（3）調査結果

ア 条例適合車 52台（全体53台中98%）

イ 条例不適合車 1台（全体53台中2%）

ウ 条例不適合車を運行させた事業者数 1事業者

2 指導等の状況

（1）指導状況

ア 指導対象事業者数 1事業者

イ 指導内容

- ・ 条例不適合車の乗務員に条例内容を説明したチラシ等で条例の規制の趣旨・内容を説明し、排出基準に適合しないバスを運行させないように指導しました。
- ・ 条例不適合車を運行させた事業者に対し、指導文書を送付し、今後の再発防止策についての報告書の提出を求めました。

（2）勧告状況

勧告の対象となる事業者はありませんでした。

（3）公表状況

事業者名等の公表対象となる事業者はありませんでした。